

情報共有システム（ＡＳＰ）Ｑ＆Ａ

総務課技術検査係 令和 7(2025)年 1 月 20 日改正

目 的

Ｑ なぜ、情報共有システムを利用するのか。

Ａ 建設工事等のＤＸ(デジタル・トランスフォーメーション)の推進により、受注者が上下水道局へ書類を提出するための移動時間、移動コスト等の削減やワンデーレスポンス等が期待されるなど、受発注者双方にメリットがあると考えます。

情報共有システム

Ｑ 情報共有システムとは、どのようなものか

Ａ インターネットを利用して、工事帳票（「指示・承諾・協議書」など）の作成・提出・決裁・整理等が行えるシステムです。

Ｑ 情報共有システムは複数あるが、どれを使用してもよいか。

Ａ 使用する情報共有システムは、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」の中で、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）を介して提供されるシステムに限ります。

Ｑ 金額の小さい工事等の場合、システムを利用するメリットがないのでは。

Ａ 受注者が市へ書類を提出するための移動時間、コストの削減等が期待されます。

Ｑ 対面のコミュニケーションが減ることにならないですか。

Ａ システムの利用により書類提出や整理等の単純な作業時間を短縮できるので、重要な変更協議などで必要な現場臨場や対面によるコミュニケーションに時間を確保しやすくなります。

Ｑ 添付する図面、写真等の容量に制限はありますか。

Ａ 利用する情報共有システムにより異なります。

Q システムを利用する場合、打合せ簿などの工事帳票は全て電子化しなければならないのか。また、段階的にできるところから行うことは可能か。

A 原則、打合せ簿等の提出は、情報共有システムで行う事となりますが、システムにより添付できないデータがある場合は、紙媒体の使用も可能です。また、段階的にできるところから積極的に行うようにしてください。

Q 情報共有システムで処理した工事帳票等（電子データ）は、どのように提出すれば良いか。

A 発注者が指定する電子媒体（ＣＤ、ＤＶＤ等）により監督員へ提出してください。

Q 工事打合せ簿の決裁ルートの選択（課長・係長決裁等）はできるか。

A 受注者側における情報共有システムの設定画面で設定可能です。そのため、事前に監督員が受注者へ決裁者（決裁ルート）を正しく伝えてください。

Q 発注者側はＩＤとパスワードを新たに作成することになるか。

A ＩＤとパスワードを新たに１つ作成することになります。そのため、受注者側がすべて登録を行いますので、誰が工事決裁に関係するかを発注者側が事前に受注者側へ伝えてください。また、１つの同じサービス提供者で複数工事を監督する場合も、同一のＩＤとパスワードでやり取りも可能ですが、サービス提供者によっては異なる場合があります。

Q 工事満了時、データは消去されてしまうのか。

A 原則データは消去されます。ただし、各サービス提供者の情報提供システムによってサービスが異なりますのでご注意ください。

Q 引き上げ決裁は可能か。

A 情報共有システム全てのサービス提供者に、「代理承認機能」等の上司がいない場合等に対応できる引き上げ決裁機能があります。

Q 複数の情報共有システムがあるが、操作性は同じなのか。

A 操作や機能は概ね同じですが、画面イメージは多少異なります。

Q カレンダー等のスケジュール管理機能は、工事毎に表示されるのか。

A 工事毎に表示されます。

Q 情報共有システム内の掲示板機能、スケジュール管理機能等の使用については、受注者と発注者以外に下請業者もメンバーに参加することは可能か。

A 事前に受注者側からシステム提供者へ追加要望がある旨を伝えることで対応が可能です。

Q 検査時に情報共有システムから一括ダウンロードした電子媒体で検査することは可能としているか。

A 一般的には、P C画面やモニター等を用いて行うなど電子媒体による検査は可能です。しゅん工書類について、電気媒体ベースで提示等を行い、電子媒体で検査を行うことは可能と考えますが、紙ベースで提出があったもの等については、今までどおりの検査になります。

Q 情報共有システム操作時の質問等については、どこに問い合わせればよいか。

A 各情報共有システムのシステム提供者のサポートセンターへ問い合わせしてください。

対 象

Q 情報共有システムの対象となるものは。

A 令和6年9月2日以降に起工する全ての工事、修繕、工事（修繕を含む。）に係る設計委託業務が対象となります。

なお、発注時に特記仕様書へ情報共有システムの内容を記載しますが、工事着工前までに受発注者間の協議により、情報共有システムの利用の有無について決定し、協議内容については、打合せ議事録等により記録を残すようにしてください。

Q 令和6年9月2日より前に契約した工事等は、利用対象とならないのか。

A 受発注者間の協議を行った上で利用の有無を決定してください。

Q 情報共有システム提供者との契約は、工事等ごとになるのか。

A 工事等1件ごとの契約となります。

Q 監督員は受注者へ、特定のシステム提供者を指定することは可能か。

- A 受注者が複数あるシステム提供者の中から選択し、契約するものであるため、指定はできません。基本的には、工事打合せ簿により発注者へ事前協議の中で受注者が選択したシステム提供者を報告する形となります。

費用負担

- Q 情報共有システムを利用する際の費用負担は。

- A 受注者が、サービス提供者と利用契約及び使用料等を支払います。

また、設計変更の対象とする場合は、「郡山市上下水道局情報共有システムの利用に関する実施要領」に基づき、下記の表を参考に費用を計上してください。

なお、測量、設計等を合算して発注する場合には、設計業務の「その他直接経費」へ費用を積上げ計上してください。（「設計業務等標準積算基準」を適用する工事(修繕を含む)に係る業務委託を除く。）

対象工事等	積算の適用内容
「土木工事標準積算基準」、「水道事業実務必携」、「下水道用設計標準歩掛表」及び「土地改良工事積算基準」を適用する工事（修繕含む）	費用は共通仮設費に含まれている。
「設計業務等標準積算基準」を適用する工事(修繕を含む)に係る業務委託	費用は、各種業務価格に含まれている。
「建築関係工事積算基準」を適用する工事（修繕含む）	システムを利用した場合は、設計変更の対象とする。 ●共通仮設費に積上げ計上
「水道事業実務必携」、「下水道用設計標準歩掛表」及び「土地改良工事積算基準」を適用する工事（修繕含む）に係る業務委託	システムを利用した場合は、設計変更の対象とする。 ●「その他直接経費」又は「電子成果品作成費」に積上げ計上
「建築関係業務委託料算定基準等」を適用する工事（修繕含む）に係る業務委託	システムを利用した場合は設計変更の対象とする。 ●「特別経費」に積上げ計上

- Q 計上する費用はどうするのか。

- A 費用は、受注者がサービス提供者に見積の徴収を行い、受発注者と協議の上で決定してください。なお、利用月数については、サービス提供者と契約した実質月数とし、下記例のとおり整数として計上してください。

例：サービス提供者との契約が令和6年5月31日～令和6年12月1日の場合は、8ヶ月分としてください。

Q 利用料金はいくらか。また、受注者負担分は間接費に含まれるのか。

A 各システム提供者により異なります。通常、月額使用料×〇ヶ月分の料金がかかります。

また、初期費用が発生するシステム提供者もありますので注意してください。

成績評価

Q 情報共有システムを利用した場合、工事成績評価で加点対象となるのか。

A 情報共有システムを利用した場合は加点の対象とし、第一評価における創意工夫（その他）を適宜活用してください。

Q 情報共有システムを利用しない場合、成績評価で減点になりますか。

A 工事成績評価表の減点にはなりません。